

平成16年度 中小企業組合検定試験

## 問題と解答(2) 組合会計 ②

全国中小企業団体中央会

(前号より)

### 第3問

(問1)

次に掲げた文章は、組合に関する税法上の取扱いを述べたものである。文中の□の中にあてはまる語句を、解答用紙の解答欄に記入しなさい。

- (1) 組合が、その有する金銭債権の□イれ、その他これに類する事由による損失の見込額として、各事業年度において損金経理により□□引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、税法で定める金額に達するまでは損金になる。
- (2) 固定資産税は組合が所有し、かつ使用する事務所および倉庫については、土地は課税されるが、建物は□八になる。
- (3) 消費税は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間から、その基準期間における課税売上高が□三万円以下の事業者については、課税事業者を選択しない限り、その課税期間の課税資産の譲渡等については納税義務が免除される。

なお、出資金額が1,000万円以上の組合の設立当初の2年間については、納税義務は免除されない。

## (問2)

下記事項により、A協同組合の法人税及び道府県民税の税務申告に関し、解答用紙に指定する事項を解答欄に記入しなさい。なお、A協同組合は設立以来青色申告を行っている。

- (1) 当期は、平成15年度(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)の事業年度とする。
- (2) 損益計算書の税引前当期利益は、2,780,000円である。  
ただし、税務調整事項は、(3)、(4)及び(5)の事項に限られる。
- (3) 当期の預金利子に係る所得税額は90,000円で、その全額が法人税額から控除できる。
- (4) 当期の預金利子に係る都道府県民税利子割額は30,000円で、その全額が道府県民税法人税割額から控除できる。
- (5) 当期の職員退職給与引当金繰入限度超過額は、100,000円である。
- (6) 法人税の税率は22%とする。
- (7) 道府県民税法人税割の税率は5%とする。

## 〔解答〕

## 第3問

## (問1)

イ	ロ	ハ	ニ
貸倒	貸倒	非課税	1,000

## (問2)

(単位 円)

法人税額		道府県民税法人税割額	
所得金額	3,000,000	課税標準となる法人税額	660,000
法人税額	660,000	道府県民税法人税割額	33,000
控除する所得税額	90,000	利子割額の控除	30,000
納付すべき法人税額	570,000	納付すべき道府県民税法人税割額	3,000

(次号に続く)